

第2表 家事審判・調停事件の事件別

事 件 1)	昭 和 24 年	30 2)	40 3)	50 4)	60	平 成 18 年
審 判 事 件 総 数	285 786	307 488	235 588	210 552	304 377	572 781
別 表 第 一 審 判 事 件	281 958	304 396	232 354	205 798	297 148	559 317
後見開始の審判及びその取消し(別一1等) 5)	148	294	508	611	937	29 221
保佐開始の審判・取消しなど(別一17等) 5)	433	738	445	462	526	4 866
補助開始の審判・取消しなど(別一36等) 6)	…	…	…	…	…	2 539
後見人等の選任(別一3等) 5)	15 775	24 438	11 103	5 720	5 548	5 270
離縁後の未成年後見人の選任(別一70) 5) 7)	…	…	28	24	33	11
後見人等の辞任(別一4等) 5)	123	261	184	163	159	883
後見人等の解任(別一5等) 5) 8)	59	111	56	36	57	297
後見人の財産目録の作成の期間の伸長(別一9等) 9)	4	1	-	2	6	71
後見人等の権限行使についての定め及びその取消し(別一10等) 6)	…	…	…	…	…	278
居住用不動産の処分についての許可(別一11等) 6)	…	…	…	…	…	2 279
特別代理人の選任(利益相反行為)(別一12等) 5)	5 931	25 060	16 101	10 523	16 105	11 540
後見人等に対する報酬の付与(別一13等) 5)	1	5	8	11	37	7 425
後見人等監報処分(別一14等) 5) 10)	3	8	602	482	423	40 281
第三者が子等に与えた財産の管理者選任等(別一15等) 5)	82	56	118	3	-	1
後見終了に伴う管理計算の期間の伸長(別一16等) 5)	9	1	1	1	-	9
臨時保佐人等の選任(利益相反行為)(別一25等) 5)	2	10	15	6	9	120
不在者の財産の管理に関する処分(別一55) 11)	74	312	1 174	2 617	3 879	9 223
失踪の宣告及びその取消し(別一56等) 11)	1 433	1 792	2 890	3 013	2 280	2 470
夫婦の財産管理者変更・共有財産の分割(別一58) 11)	…	…	…	…	…	…
特別代理人の選任(嫡出否認)(別一59) 11)	1 081	196	10	19	5	1
子の氏の変更についての許可(別一60) 11)	40 887	44 501	40 779	69 907	137 132	185 806
養子をするについての許可(別一61) 11)	44 699	28 530	16 157	6 772	3 244	1 548
離縁をするについての許可(別一62) 11)	1 814	1 629	1 616	1 442	1 618	2 774
特別養子縁組の成立及びその離縁に関する処分(別一63等) 12)	…	…	…	…	…	384
親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判及びその取消し(別一67等) 13)	258	395	136	102	74	125
親権・管理権の辞任・回復(別一69) 13)	378	1 452	141	49	43	16
扶養義務の設定及びその取消し(別一84等) 14)	…	…	…	…	…	…
推定相続人の廃除及びその取消し(別一86等) 15)	…	…	…	…	…	…
推定相続人廃除等に伴う遺産の管理に関する処分(別一88) 15)	35	-	2	2	7	8
相続の承認又は放棄の期間の伸長(別一89) 15)	2 405	-	1 839	828	835	4 381
相続財産の保存又は管理に関する処分(別一90) 15)	13	18	32	20	163	50
相続の限定承認又は放棄の取消し(別一91) 16)	…	…	48	67	34	101
相続の限定承認の申述受理(別一92) 16)	181	587	353	237	451	1 000
鑑定人選任(別一93等) 16)	5	13	26	18	39	90
相続の放棄の申述の受理(別一95) 16)	148 192	142 289	110 242	48 981	46 227	149 514
相続財産の分離に関する処分(別一96) 16)	569	-	5	-	7	5
相続財産管理に関する処分(財産分離)(別一97) 16)	18	14	44	-	1	3
相続財産管理人選任等(相続人不明)(別一99) 16)	56	320	910	1 822	2 567	11 689
特別縁故者への相続財産の分与(別一101) 7)	…	…	189	358	369	868
遺言の確認(別一102) 7)	147	141	133	95	110	89
遺言書の検認(別一103) 7)	367	640	971	1 870	3 301	12 595
遺言執行者の選任(別一104) 7)	133	225	397	767	887	1 726
遺言執行者に対する報酬の付与(別一105) 7)	-	4	8	18	45	150
遺言執行者の解任及び辞任(別一106等) 7)	11	10	25	43	50	122
遺言の取消し(別一108) 7)	1	-	4	2	-	3
遺留分の放棄についての許可(別一110) 7)	364	433	759	1 035	1 271	1 121
任意後見契約に関する法律関係(別一111等) 6)	…	…	…	…	…	790
戸籍法による氏の変更についての許可(別一122) 6)	1 797	1 035	1 057	924	3 889	14 831
戸籍法による名の変更についての許可(別一123) 6)	9 276	10 492	12 143	10 410	9 362	7 675
就籍についての許可(別一123) 6)	623	7 456	1 005	415	272	173
戸籍の訂正についての許可(別一124) 6)	4 454	6 224	4 550	2 959	2 081	1 189
戸籍事件についての処分に対する不服(別一125) 6)	6	3	2	13	9	29
同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律3条1項の事件(別一126) 17)	…	…	…	…	…	257
児童福祉法28条1項の事件(別一127) 18)	…	6	9	22	12	213
児童福祉法28条2項の事件(別一128) 19)	…	…	…	…	…	142
生活保護法30条3項の事件(別一129) 20)	…	-	6	1	-	-
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律23条の2第2項の事件(別一130) 20) 21)	…	297	5 429	32 897	53 012	43 063
破産法61条の事件(別一131等) 22)	…	-	-	-	-	-
破産法238条の事件(別一133) 23)	…	…	…	…	…	2
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律8条1項の事件(別一134) 24)	…	…	…	…	…	…
子の懲戒に関する許可その他の処分(家審法甲9) 25)	17	1	4	-	-	-
禁治産者の入院等についての許可(家審法旧甲19) 26)	1	1	4	23	32	…
相続財産の管理人の選任(家審法甲28) 27)	93	…	…	…	…	…
戸籍届出の委託確認(家審法甲) 28)	…	474	90	5	-	-

- 1) 昭和24年から平成24年の数値及び平成25年以降の家審法適用事件の数値は、家審法に対応する家事法上の分類及び事件名に計上している。ただし、事件名末尾に「(家審法～)」とあるものを除く(本表以降の表の数値についても同様である)。
- 2) 「別表第一審判事件」のうち、その他77件、「別表第二審判事件」のうち、その他7件、「別表第二調停事件」のうち、その他の乙類事件306件を計上している。
- 3) 「別表第二審判事件」のうち、民法の附則に掲げる事項1件を計上している。
- 4) 「別表第一審判事件」のうち、民法の附則に掲げる事項1件、「別表第二審判事件」のうち、民法の附則に掲げる事項1件を計上している。
- 5) 平成12年4月以降の事件名であり、平成12年については、4月以降の数値に対応する事件名の3月までの数値を合計したものを計上している。
- 6) 平成12年4月から計上している。
- 7) 昭和37年「民法の一部を改正する法律」及び「家事審判規則の一部を改正する規則」の施行により、同年7月から計上している。
- 8) 昭和30～37年6月は、職権に基づくものを計上していない。
- 9) 平成19年までは「後見人の財産目録の調製の期間の伸長」と称していた。
- 10) 昭和30～37年6月は、職権に基づくものを計上していない。昭和32年までは「後見の事務の報告、財産目録の提出、後見の事務又は財産の状況の調査、財産の管理その他の後見の事務に関する処分」と、昭和33～38年は「被後見人の財産の管理その他の後見の事務に関する処分」と、昭和39～平成11年は「後見監督処分」と称していた。

新受件数—全家庭裁判所

19	20	21	22	23	24	25	26	27
583 426	596 945	621 316	633 337	636 757	672 683	734 228	730 609	784 084
569 132	581 593	603 999	614 823	617 022	650 529	714 197	710 563	764 357
21 370	22 702	23 148	25 016	26 022	28 600	28 208	27 686	27 708
5 373	6 055	6 707	7 915	8 725	9 835	10 531	11 289	11 903
2 598	2 781	3 088	3 450	3 371	3 711	3 806	3 998	4 003
5 150	5 717	6 328	6 847	7 591	8 898	10 846	14 932	19 971
12	13	8	15	10	8	11	10	19
1 045	1 319	2 058	1 824	2 010	2 577	3 714	6 342	10 921
372	431	443	480	582	883	971	1 095	876
70	73	109	103	103	186	246	249	270
362	351	468	468	564	2 166	3 729	7 031	11 057
2 915	3 412	3 771	4 418	4 998	5 851	6 589	6 700	7 169
12 236	11 498	12 056	11 907	12 058	11 699	11 039	10 617	9 534
11 237	16 205	20 777	26 099	34 098	45 091	58 918	76 420	101 088
53 070	56 993	56 720	46 218	40 475	43 448	81 995	93 658	109 252
-	2	2	1	-	-	3	-	2
10	23	34	28	23	32	46	62	58
118	136	134	125	172	170	167	174	129
9 220	8 944	9 504	8 769	8 233	8 358	8 194	8 605	7 840
2 609	2 675	2 668	2 913	2 659	2 568	2 798	2 519	2 596
...	1	-	-
2	3	4	2	2	-	8	5	2
180 797	179 506	182 799	186 206	173 196	175 597	173 624	165 898	169 346
1 533	1 439	1 314	1 239	1 134	1 132	1 061	1 080	1 051
2 728	2 585	2 415	2 464	2 394	2 498	2 455	2 365	2 393
425	395	418	426	425	508	596	625	621
103	139	110	147	119	239	315	274	267
21	22	30	28	49	25	32	17	15
...	1 171	348	101
...	227	239	199
3	7	6	7	2	8	1	2	2
4 597	5 045	5 658	6 150	7 014	6 694	6 838	7 028	7 399
87	88	80	83	107	124	162	247	342
98	82	87	89	98	105	106	126	86
1 013	897	978	880	889	833	830	770	759
100	71	46	78	84	76	68	82	77
150 049	148 526	156 419	160 293	166 463	169 300	172 936	182 082	189 296
1	1	1	2	-	2	3	4	2
-	-	-	1	-	2	2	2	2
11 620	12 382	12 883	14 069	15 676	16 751	17 869	18 447	18 615
932	913	952	935	1 010	1 128	1 097	1 136	1 043
99	115	104	176	91	119	136	146	144
13 309	13 632	13 963	14 996	15 113	16 014	16 708	16 843	16 888
1 912	2 015	2 043	2 144	2 277	2 426	2 509	2 527	2 530
176	199	218	284	315	432	418	449	425
124	138	167	156	168	204	131	184	188
4	4	5	1	4	11	3	5	6
1 093	988	1 056	1 110	1 068	1 036	1 154	1 181	1 176
1 029	1 200	1 470	1 498	1 745	2 085	2 547	2 865	3 428
15 321	15 221	15 295	15 215	14 579	15 212	14 868	14 219	14 002
7 594	7 714	7 332	7 289	6 997	7 465	7 055	6 720	7 062
170	181	178	202	186	190	209	156	160
1 269	1 164	1 097	1 008	1 061	992	908	936	887
20	10	25	9	20	45	41	17	20
284	440	466	537	639	742	786	831	877
247	199	202	237	235	300	276	279	254
58	125	92	129	98	123	130	143	150
-	-	-	-	-	-	-	-	-
44 543	46 816	48 052	50 112	52 042	54 012	55 086	10 872	107
-	-	-	-	1	-	-	-	-
4	1	4	6	8	9	8	10	16
...	...	7	19	19	9	11	16	23
-	-	-	-	-
...
...
-	-	-	-	-	-

- 11) 平成 25 年 1 月から計上している。ただし、家審法適用事件は「夫婦の財産管理者変更・共有財産の分割(家審法乙 2)」に計上している。
- 12) 昭和 62 年「民法等の一部を改正する法律」の施行により、昭和 63 年 1 月から計上している。
- 13) 平成 24 年「民法等の一部を改正する法律」の施行により、同年 4 月から「親権停止の審判及びその取消し」を計上している。また、平成 23 年までは「親権・管理権の喪失の宣告・取消し」と称していた。
- 14) 平成 25 年 1 月から計上している。ただし、家審法適用事件は「扶養に関する処分(別 2 9 等)」に計上している。
- 15) 平成 25 年 1 月から計上している。ただし、家審法適用事件は「推定相続人の廃除及びその取消し(家審法乙 9)」に計上している。
- 16) 昭和 37 年 6 月までは「相続の限定承認の申述受理(別一 92)」又は「相続の放棄の申述の受理(別一 95)」に計上しているが、同年 7 月以降は本欄に計上している。
- 17) 平成 16 年 7 月から計上している。
- 18) 昭和 26 年までは「その他の事件」に計上している。平成 16 年までの児童福祉法 28 条の事件は本欄に計上している。
- 19) 平成 17 年 4 月から計上している。
- 20) 昭和 25 年 5 月から法律施行により計上しているが、昭和 25 年は「その他の事件」に計上している。

第2表 家事審判・調停事件の事件別

事 件 1)	昭 和 24 年	30 2)	40 3)	50 4)	60	平 成 18 年
別 表 第 二 審 判 事 件	1 838	3 092	3 234	4 754	7 229	13 464
夫婦の同居・協力扶助(別二 1)	44	104	107	88	31	30
婚姻費用の分担(別二 2)	-	6	172	285	435	1 868
子の監護者の指定その他の処分(別二 3)	44	16	34	267	874	4 639
財産の分与に関する処分(別二 4)	79	57	58	122	182	329
祭祀の承継者の指定(別二 5等)	11	12	12	32	52	85
離縁後の親権者の指定(別二 7) 7)	2	-	2	12
親権者の指定又は変更(別二 8)	731	1 828	1 698	2 124	2 991	2 516
扶養に関する処分(別二 9等) 29)	476	358	364	892	1 339	1 228
遺産の分割に関する処分など(別二 12等) 30)	251	475	681	834	1 035	1 946
寄与分を定める処分(別二 14) 31)	168	636
請求すべき按分割合に関する処分(別二 15) 32)
生活保護法 77 条 2 項の事件(別二 16) 20)	...	1	-	-	-	-
夫婦の財産管理変更・共有財産の分割(家審法乙2) 33)	2	-	1	-	-	-
推定相続人の廃除及びその取消し(家審法乙9) 34)	200	228	104	109	120	175
破産法 61 条の事件(家審法乙) 35) 36)	...	-	-	-	-	-
その他の事件	1 990
調 停 事 件 総 数	39 229	43 109	52 528	74 083	85 035	129 690
別 表 第 二 調 停 事 件	8 160	8 450	11 160	17 097	26 434	55 099
夫婦の同居・協力扶助(別二 1)	2 166	1 990	1 252	536	207	167
婚姻費用の分担(別二 2)	114	23	836	1 339	1 739	9 564
子の監護者の指定その他の処分(別二 3)	510	53	242	2 016	7 855	21 997
財産の分与に関する処分(別二 4)	1 946	482	270	504	804	1 260
祭祀の承継者の指定(別二 5等)	12	14	21	35	73	153
離縁後の親権者の指定(別二 7) 7)	3	-	2	5
親権者の指定又は変更(別二 8)	314	1 188	2 698	5 196	8 457	9 557
扶養に関する処分(別二 9等)	1 970	2 026	2 290	2 982	1 905	787
遺産の分割に関する処分など(別二 12等)	853	2 186	3 439	4 395	5 141	10 668
寄与分を定める処分(別二 14) 31)	154	814
請求すべき按分割合に関する処分(別二 15) 32)
生活保護法 77 条 2 項の事件(別二 16) 37)	...	1	-	-	-	-
夫婦の財産管理変更・共有財産の分割(家審法乙2) 38)	108	4	7	8	-	-
推定相続人の廃除及びその取消し(家審法乙9) 38)	152	177	102	86	97	127
破産法 61 条の事件(家審法乙) 38) 39)	...	-	-	-	-	-
家事審判法附則に掲げる事項	15
別 表 第 二 以 外 の 調 停 事 件	31 069	34 659	41 368	56 986	58 601	74 591
婚姻中の夫婦間の事件 40)	11 818	13 961	22 735	39 578	43 853	56 537
婚姻外の男女間の事件 41)	4 902	5 379	3 719	2 614	1 438	703
離婚その他男女関係解消に基づく慰謝料 42)	1 991	2 092	1 587	1 794
親族間の紛争 43)	4 042	3 446	2 577	3 239
合意に相当する審判事項 44)	2 515	3 966	4 811	5 311	4 373	5 030
離婚縁	1 348	1 303	1 075	1 230	1 381	1 197
その他	10 486	10 050	2 995	2 715	3 392	6 091

21) 平成 26 年 3 月までは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 20 条 2 項の事件を計上していた。同法は、昭和 63 年 7 月から「精神衛生法」が「精神保健法」と、さらに、平成 7 年 7 月 1 日から「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」と改題名された。

22) 昭和 26 年までは「その他の事件」に計上している。平成 16 年までの破産法 68 条及び 345 条の事件は本欄に計上している。

23) 平成 17 年 1 月から計上している。

24) 平成 21 年 3 月から計上している。

25) 平成 24 年以降は計上していない。

26) 平成 13 年以降は計上していない。

27) 全て職権に基づくものであり、昭和 30 年以降は計上していない。

28) 昭和 27 年までは「その他の事件」に計上している。平成 25 年以降は計上していない。

29) 平成 25 年以降の「扶養義務の設定及びその取消し」は「扶養義務の設定及びその取消し(別一 84 等)」に計上している。

30) 平成 25 年から「遺産分割禁止の審判の取消し及びその変更」を計上している。また、平成 24 年までは「遺産の分割に関する処分」と称していた。

31) 昭和 55 年「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」の施行により、昭和 56 年 1 月から計上している。

32) 平成 19 年 4 月から計上している。

33) 平成 25 年から「夫婦の財産管理変更・共有財産の分割(別一 58)」に計上している。

34) 平成 25 年から「推定相続人の廃除及びその取消し(別一 86 等)」に計上している。ただし、家審法適用事件は本欄に計上している。

35) 昭和 26 年までは「その他の事件」に計上している。平成 16 年までの破産法 68 条の事件は本欄に計上している。

36) 平成 25 年から「破産法 61 条の事件(別一 131 等)」に計上している。

37) 昭和 25 年 5 月から法律の施行により計上しているが、昭和 25、26 年は「その他」に計上している。

38) 平成 25 年以降は計上していない。ただし、家審法適用事件を除く。

39) 昭和 26 年までは「その他」に計上している。平成 16 年までの破産法 68 条の事件は本欄に計上している。

40) 昭和 37 年までは「離婚」と称していた。

41) 昭和 27 年までは「婚姻予約不履行に基づく慰謝料」と、昭和 28～36 年は「婚姻予約(内縁)に関するもの」と称していた(いずれも婚姻外の男女関係の紛争及びその解消に基づく慰謝料の双方の事件を計上している。)

42) 離婚に基づく慰謝料事件は、昭和 36 年までは「その他」に計上し、婚姻外の男女関係解消に基づく慰謝料事件は、昭和 36 年までは「婚姻外の男女間の事件」に計上している。

43) 昭和 36 年までは「その他」に計上している。

44) 平成 24 年までは「家審法 23 条に掲げる事項」と称していた。

新受件数—全家庭裁判所(続き)

19	20	21	22	23	24	25	26	27
14 294	15 352	17 317	18 514	19 735	22 154	20 031	20 046	19 727
36	37	32	41	44	79	64	54	43
1 968	2 130	2 391	2 642	2 826	3 310	3 421	3 476	3 515
4 873	5 090	5 957	6 733	7 502	8 823	8 675	9 042	9 216
277	307	374	395	410	413	387	400	397
105	91	110	108	94	123	110	122	90
9	2	6	2	3	5	3	5	2
2 511	2 343	2 381	2 343	2 459	2 460	2 169	2 042	1 971
1 258	1 276	1 327	1 395	1 372	1 479	228	168	156
1 948	2 019	2 073	2 125	2 305	2 586	2 317	2 155	2 012
629	647	674	600	685	736	668	671	528
507	1 244	1 837	1 944	1 877	1 945	1 984	1 911	1 797
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	-	2
173	166	155	185	158	193	5	-	-
-	-	-	-	-	-
...
130 061	131 093	138 240	140 557	137 390	141 802	139 593	137 207	140 827
55 609	58 647	64 448	67 034	68 166	73 204	74 870	75 972	78 914
186	181	179	183	195	193	166	110	102
10 544	11 564	12 872	14 222	15 022	16 544	17 832	18 570	20 286
22 524	23 596	27 241	28 180	28 955	31 421	32 208	32 565	34 250
1 204	1 311	1 393	1 500	1 493	1 558	1 605	1 632	1 701
147	155	159	182	166	194	186	187	195
6	2	2	1	-	2	8	4	-
8 896	8 767	8 476	8 501	7 864	7 669	7 306	7 194	6 782
672	621	676	688	572	582	612	549	559
10 317	10 860	11 432	11 472	11 724	12 697	12 878	13 101	12 975
675	717	785	767	818	847	750	745	691
336	770	1 126	1 238	1 275	1 412	1 311	1 313	1 373
-	-	-	-	-	-	-	1	-
-	-	1	-	-	1	-	-	-
102	103	106	100	82	84	8	1	-
-	-	-	-	-	-
...
74 452	72 446	73 792	73 523	69 224	68 598	64 723	61 235	61 913
57 522	55 935	57 389	57 362	53 625	53 427	50 581	47 685	48 764
616	581	554	507	483	455	398	318	313
1 417	1 339	1 100	1 095	1 013	879	784	706	656
3 044	3 049	2 874	3 002	2 858	2 828	2 527	2 384	2 429
4 501	4 335	4 417	4 353	4 259	4 270	4 146	4 029	3 828
1 210	1 285	1 226	1 378	1 248	1 284	1 208	1 245	1 170
6 142	5 922	6 232	5 826	5 738	5 455	5 079	4 868	4 753